

## 外国 P E P s 等に関する説明

廣田証券株式会社

### 外国 P E P s とは

「外国 P E P s（外国の政府等において重要な地位を占める者）」とは、外国において、以下に該当する職にある方を指します。（犯罪収益移転防止法 施行規則第 15 条）  
なお、国連等の国際機関及び日本政府等において重要な公的地位を有する方は含みません。

1. 国家元首
2. 日本における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
3. 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
4. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
5. 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
6. 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
7. 中央銀行の役員
8. 予算について国会の議決を経て、または承認を受けなければならない法人の役員

### お取引の際には

証券会社等は、以下に該当するお客様と金融商品取引等を行う際には、犯罪収益移転防止法に基づき厳格な顧客管理を行うこととなっております。（犯罪収益移転防止法 施行令第 12 条 3 項）

これに伴い、以下に該当するお客様とお取引する際には、該当の有無を申告していただくこととしております。

- イ. 外国 P E P s に該当する方並びに過去に外国 P E P s であった方
- ロ. イ. に該当する方の親族（下図に該当する方で、日本人であるか否かは問いません。）
- ハ. 上記イ. 又はロ. に該当する方が実質的支配者となっている法人

